第 101 回電気用品調査委員会
平成 30 年 3 月 19 日
資料 No.6-1

平成３０年度電気用品調査委員会事業計画（案）

平成 30 年 3 月 19 日

電気用品調査委員会
事務局

１．基本的な方針

電気用品調査委員会（以下，調査委員会という。）は，民間が自主的に運営する公正性，中立性のある組織として，わが国の電気製品・設備に関する規格・基準に，民間の技術的知識，経験等を迅速に反映すること，及び民間規格・基準の活用を推進することにより，わが国の電気製品・設備の安全を確保し，電気用品による危険及び障害を防止することを目的としている。

平成 26 年 1 月に施行された性能規定化に伴う電気用品の技術上の基準を定める省令（以下「省令」という）の改正に伴い電気用品に対する仕様規定は省令の解釈（以下，解釈という。）へ移行した。

また，平成 26 年 1 月 6 日付けで「整合規格の電気用品安全法技術基準への適合性確認のプロセスの明確化」の審議官通達が経産省より出され，この中で「整合規格の提案者の要件」が明確にされた。

この省令改正を受けて，調査委員会は，IEC 等の国際規格との整合性を図り JIS 化した規格の解釈別表第十二への整合規格の採用を要望する整合規格の提案者として活動している。

平成 30 年度は，引き続き IEC 規格等の国際規格と整合を図った JIS 規格及び日本独自の電気用品に関する基準を規格化した JIS 規格を整合規格として国へ整合規格としての採用の提案を行う。

また，事故事例調査等の調査研究活動を継続し，省令又は解釈等の改正が必要な場合には国に対し解釈の改正要望を行うとともに，調査委員会参加団体からの「電気用品の技術基準の解説」への解説改定又は追加要望について，当該解説の見直しを検討し，技術基準の理解を促進する活動を行う。

２．委員会の活動

電気用品調査委員会の体制を図-1 に示す。また，調査委員会及び各部会における平成 30 年度の主な活動予定内容を以下に記す。

2.1　電気用品調査委員会（年 3 回の開催を予定）

電気用品調査委員会は年 3 回の開催とし，開催時期は，6 月，10 月，及び 3 月を予定する。

6 月の調査委員会では平成 29 年度の事業報告／決算及び IEC 等の国際規格との整合性を図り JIS化した規格の解釈別表第十二への採用に係わる審議等を行う。10月の調査委員会では，各部会からの活動の中間報告，及び各部会で検討が終了した案件の審議を行う。平成 31 年 3 月の調査委員会では，平成 31 年度の事業計画及び予算の審議を行う。

また各回の調査委員会では，製品・設備毎小委員会の活動状況の報告を合わせて行う。委員会で承認された解釈等に対する改正要望については，速やかに国の担当部署に提出する。

なお，電気用品の保安上の課題が生じ，緊急に検討を行う必要がある場合は，上記の開催計画にかかわらず委員会の開催または書面審議を行う。

2.2　解釈検討第 1 部会（部会:年 3 回程度）

解釈検討第 1 部会は，委員会の参加団体，委員又は他に部会からの依頼により電気用品の安全に係わる事項の調査・研究を行い，必要に応じ，省令又は解釈等の改正要望を検討する。

平成 29 年度から検討している「遠隔操作に関する報告書等の見直し検討タスクフォースの検討を継続し，平成 30 年 10 月の調査委員会への報告を目指す。

また，解釈別表第一～第十一の規程で，新たな解説が必要なものについては，国と調整し解説案を作成する。

2.3　解釈検討第 2 部会（年 3 回程度の開催を予定）

解釈検討第 2 部会は，省令に適合する整合規格の整備のため，表-1 に示す解釈別表第十二への採用を要望する JIS 規格に関する審議行う。平成 30 年度は，以下の JIS 規格等について国の電気用品の技術基準の省令への適合性の確認を行い，JIS 発行後の規格については，国へ採用要望の提出について調査委員会へ上程を予定している。

(1) 小委員会承認後（JIS 発行前）；１２件

(2) JIS 発行後（国への採用提案を予定する）；４９件

2.4　電波雑音部会（部会:未定）

電波雑音部会は，必要に応じて電気用品安全法解釈・解説における別表第十の見直し，及びそれらの解釈改正案についての検討を行う。

2.5　事故事例調査部会（年 2 回程度の開催を予定）

事故事例調査部会では，(独)製品評価技術基盤機構(NITE)で実施している電気用品の事故事例調査結果及び東京消防庁の火災の実態報告書等から，電気用品に係る原因の分析・評価を行う。

分析・評価の結果，抽出された項目で，解釈の別表第一から別表第九に反映すべき項目は，解釈検討第 1 部会にその情報を提供する。

2.6　製品・設備毎小委員会

電気用品に係わる IEC 国内委員会に対応する小委員会として，当該 IEC 委員会の活動をフォローして活動状況を報告する。表-2 に製品・設備毎小委員会のリストを示す。

３．その他

省令が平成 25 年 7 月に改正され平成 26 年 1 月から施行され，引き続き大括り化等の検討が国で行われている。また，平成 26 年 1 月 6 日付けで「整合規格の電気用品安全法技術基準への適合性確認のプロセスの明確化」の審議官通達が経産省より公表され，省令の適合する整合規格の提案者の要件が明確化された。

これらの省令改正及び提案者の要件を満足し，調査委員会の効率的な運営のために必要な検討を行う。

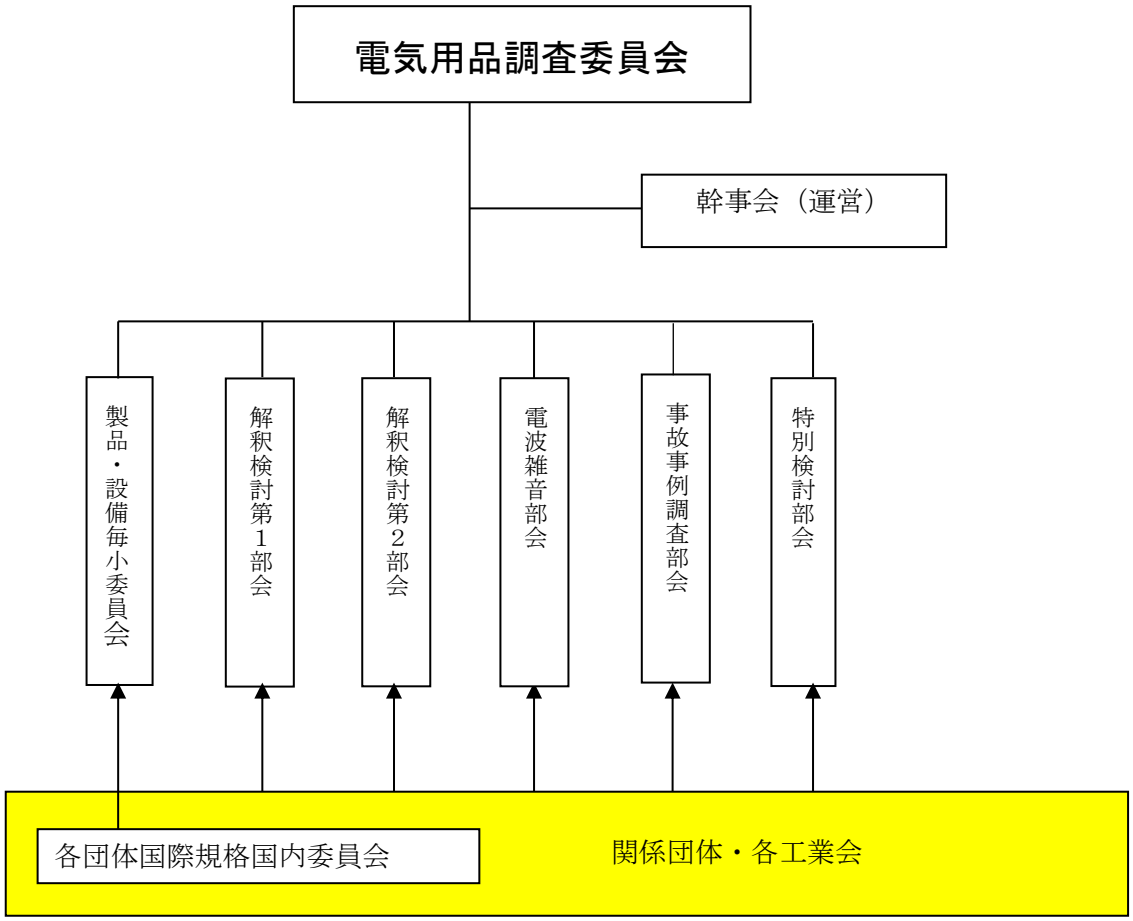

図－１　電気用品調査委員会の体制

表－1　　平成 30 年度　別表第十二採用 JIS / J 規格等　審議計画（案）

カテゴリー	担当	規格番号(仮)	タイトル	原案作成	H30 年度原案作成			H30 年度 JIS 発行		
				委員会審議	6 月	11 月	H31/3 月	6 月	11 月	H31/3 月
照明器具	照明工	JIS C 8121-1	ランプソケット類-第 1 部;一般要求事項		○					○
携帯発電機	内発協	JIS　C XXXX	携帯発電機の安全要求		○					次年度
遮断器	JEMA	JIS C 8211	住宅及び類似設備用配線用遮断器	済み				○		
遮断器	JEMA	JIS C 8221	住宅及び類似設備用漏電遮断器―過電流保護装置なし(RCCBs)	済み				○		
遮断器	JEMA	JIS C 8222	住宅及び類似設備用漏電遮断器－過電流保護装置付き(RCBOs)	済み				○		
家電機器	JEMA	JIS C 9335-2-31	レンジフード	済み				○		
家電機器	JEMA	JIS C 9335-2-35	瞬間湯沸かし器	済み				○		
家電機器	日冷工	JIS C 9335-2-89	業務用冷凍冷蔵機器	済み				○		
配線器具	日配工	JIS C 8284	電気アクセサリー家庭用及びこれに類する用途のケーブルリール	済み				○		
配線器具	日配工	JIS C 8282-1	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第 1 部:一般要求事項	済み				○		
小形単相変圧器	日配工	JIS C XXXX	ベル用, 表示器用及びリモートコントロール用変圧器	済み				○		
家電機器	JEMA	JIS C 9335-2-21	貯湯式電気温水器	済み				○		

表－1　　平成 30 年度　別表第十二採用 JIS / J 規格等　審議計画（案）

カテゴリー	担当	規格番号(仮)	タイトル	原案作成	H30 年度原案作成			H30 年度 JIS 発行		
				委員会審議	6 月	11 月	H31/3 月	6 月	11 月	H31/3 月
家電機器	JEMA	JIS C 9335-2-40	エアコンディショナ及び除湿機			○				次年度
配線器具	日配工	JIS C 8300	配線器具の安全性	済み					○	
小形交流電動機	JEMA	JIS C XXXX	小形交流電動機の安全	済み					○	
電線	電線工	JIS C XXXX	電線及び電気温床線の安全に関する要求事項	済み					○	
配線器具	(JSA)	JIS C 8283-1	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第 1 部:一般要求事項	済み					○	
配線器具	(JSA)	JIS C 8283-3	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第 3 部:スタンダードシート及びゲージ						○	
配線器具	(JSA)JEMA	JIS C 8285	工業用プラグ, コンセント及びカプラ	済み					○	
配線器具	(JSA)JEMA	JIS C 9730-1	自動電気制御装置－第 1 部:一般要求事項	済み					○	
配線器具	(JSA)JEMA	JIS C 9730-2-6	自動電気制御装置－第 2-6 部:自動電気圧力検出制御装置	済み					○	
配線器具	(JSA)JEMA	JIS C 9730-2-7	自動電気制御装置－第 2-7 部:タイマ及びタイムスイッチ	済み					○	
アーク溶接機	溶接協会	JIS C 9300-10	EMC 要求事項	済み					○	

表－1　　平成 30 年度　別表第十二採用 JIS / J 規格等　審議計画（案）

カテゴリー	担当	規格番号(仮)	タイトル	原案作成	H30 年度原案作成			H30 年度 JIS 発行		
				委員会審議	6 月	11 月	H31/3 月	6 月	11 月	H31/3 月
小形単相変圧器	(JSA)	JIS C 61558-2-16	変圧器。電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性－第 2-20 部小形リアクトルの個別要求事項						○	
電線管	電気設備学会	JIS C 8462-1	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ　第 1 部：一般要求事項	**済み**					○	
家電機器	JEMA	JIS C 9335-2-203	ハードあんか				○			**次年度**
家電機器	HAPI	JIS C 9335-2-27	紫外線及び赤外線による皮膚照射用装置				○			**次年度**
家電機器	HAPI	JIS C 9335-2-211	家庭用熱治療器				○			**次年度**
家電機器	JEMA	JIS C 9335-2-202	電気こたつ				○			**次年度**
家電機器	JEMA	JIS C 9335-2-206	電気乾燥機器				○			**次年度**
電動工具	JEMA	JIS C XXXX (IEC62841-2-5)	電動式手持ち形，可搬形工具並びに芝生及び庭園用機械－安全性－第 X 部：丸のこの個別要求事項				○			**次年度**
電動工具	JEMA	JIS C XXXX (IEC62841-2-14)	電動式手持ち形，可搬形工具並びに芝生及び庭園用機械－安全性－第 X 部：電気かんなの個別要求事項				○			**次年度**
電動工具	JEMA	JIS B XXXX	その他の電動工具				○			**次年度**
配線器具	日配工	JIS C 8281-1	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ-第 1 部；一般要求事項				○			**次年度**

表－1　　平成 30 年度　別表第十二採用 JIS / J 規格等　審議計画（案）

カテゴリー	担当	規格番号(仮)	タイトル	原案作成	H30 年度原案作成			H30 年度 JIS 発行		
				委員会審議	6 月	11 月	H31/3 月	6 月	11 月	H31/3 月
家電機器	JEMA	JIS C 9335-2-25	電子レンジ及び複合形電子レンジ	済み						○
家電機器	JEMA	JIS C 9335-2-65	空気清浄機	済み						○
家電機器	JEMA	JIS C 9335-2-90	業務用電子レンジ	済み						○
家電機器	JEMA	JIS C 9335-2-98	加湿器	済み						○
家電機器	縫製工業会	JIS C 9335-2-28	ミシン	済み						○
リチウムイオン	BAJ	JIS C 8715-2	産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム―第 2 部：安全性要求事項	済み						○
家電機器	JEMA	JIS C 9335-2-6	据置形ホブ、オーブン、クッキングレンジ及びこれらに類する機器	済み						○
電動工具	JEMA	JIS C XXXX（IEC62841-1）	電動式手持ち形，携帯形工具並びに芝生及び庭園用機械－安全性－第 1 部：一般要求事項	済み						○
電動工具	JEMA	JIS C XXXX（IEC62841-2-2）	電動式手持ち形，携帯形工具並びに芝生及び庭園用機械－安全性－第 2-2 部：手持ち形スクリュードライバ及びインパクトレンチの特定要求事項	済み						○
電動工具	JEMA	JIS C XXXX（IEC62841-2-4）	手持形電動工具，可搬形伝送工具並びに芝生及び庭園用電動機械－安全性－第 2-4 部：ディスクタイプ以外のサンダ及びポリッシャの個別要求事項	済み						○
家電機器	JEMA	JIS C 9335-2-2	真空掃除機及び吸水式掃除機	済み						○

表－1　　平成 30 年度　別表第十二採用 JIS / J 規格等　審議計画（案）

カテゴリー	担当	規格番号(仮)	タイトル	原案作成	H30 年度原案作成			H30 年度 JIS 発行		
				委員会審議	6 月	11 月	H31/3 月	6 月	11 月	H31/3 月
家電機器	JEMA	JIS C 9335-2-5	電気食器洗機	済み						○
家電機器	JEMA	JIS C 9335-2-10	床処理機及び湿式洗いブラシ機	済み						○
家電機器	JEMA	JIS C 9335-2-13	フライヤー	済み						○
家電機器	JEMA	JIS C 9335-2-14	ちゅう房機器	済み						○
家電機器	JEMA	JIS C 9335-2-15	液体加熱機器	済み						○
家電機器	JEMA	JIS C 9335-2-17	毛布，パッド及びこれに類する可とう電熱機器	済み						○
家電機器	JEMA	JIS C 9335-2-80	ファン	済み						○
家電機器	JEMA	JIS C 9335-2-81	足温器	済み						○
家電機器	JEMA	JIS C 9335-2-85	ファブリックスチーマ	済み						○
配線器具	日配工	JIS C 8281-2-1	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第 2-1 部：電子スイッチの個別要求事項	済み						○
家電機器	床暖房	JIS C 9335-2-204	床上で用いる足下暖房用電熱ボードの個別要求	済み						○

表－1　　平成 30 年度　別表第十二採用 JIS / J 規格等　審議計画(案)

カテゴリー	担当	規格番号(仮)	タイトル	原案作成	H30 年度原案作成			H30 年度 JIS 発行		
				委員会審議	6 月	11 月	H31/3 月	6 月	11 月	H31/3 月
家電機器	床暖房	JIS C 9335-2-204	電熱マット及び電熱ボード	済み						○
電線管	設備学会	JIS C 8461-21	電線管システム－剛性(硬質)電線管システム	済み						○
電線管	設備学会	JIS C 8461-22	電線管システム－プライアブル電線管システム	済み						○
電線管	設備学会	JIS C 8461-23	電線管システム－フレキシブル電線管システム	済み						○

※1　：「小委員会承認後」とは，担当小委員会にて JIS 原案の審議を終了(承認)した段階(JIS が発行される前の段階)で行う審議のことを示す。

※2　：「JIS 発行後」とは，別表第十二へ採用する予定の JIS が実際に発行された(＝JIS の内容が実際に確定された)段階で行う審議のことを示す。

※3　：　委員会審議「済み」とは，電気用品調査委員会にて既に審議・承認済みであることを示す。

表-2　製品・設備毎の小委員会リスト

（平成 30 年 2 月　現在）

小委員会名	担当分野	所管団体(事務局)
第 1	用語	(一財)日本規格協会
第 2	回転機	(一社)電気学会
第 3	情報構造及び要素,識別及びマーキング原則,ドキュメンテーション及び図記号	(一財)日本規格協会
第 7	架空電気導体	(一社)日本電線工業会
第 15	絶縁材料	(一社)電気学会
第 17-2	低圧開閉装置及び制御装置住宅用遮断機	(一社)日本電機工業会
第 17-3	低圧開閉装置及び制御装置組立品	(一社)日本電機工業会
第 20	電力ケーブル	(一社)日本電線工業会
(第 21)	第 21 小委員会関連（リチウムイオン電池）	((一社)電池工業会)
第 22	パワーエレクトロニクス	(一社)電気学会
第 23-1	プラグ，コンセント，スイッチ，コネクタ，カプラー，電気エネルギー効率化製品等	(一社)日本配線システム工業会
第 23-2	電線管システム	(一社)電気設備学会
第 23-3	機器用スイッチ	(一社)日本電気制御機器工業会
第 25	量及び単位	(一財)日本規格協会
第 26	電気溶接	(一社)日本溶接協会
第 31	爆発性雰囲気で使用する機器	(一社)日本電機工業会
第 32-2	低圧･ミニチュアヒューズ	(一社)日本電機工業会
第 34	光源・ランプ，ランプ用口金・受金及びソケット，光源・ランプ制御装置，照明器具	(一社)日本照明工業会
第 37-2	低電圧サージ防護デバイス(SPD)等	(一社)電子情報技術産業協会
第 51	磁性部品及びフェライト材料	(一社)電子情報技術産業協会

小委員会名	担当分野	所管団体(事務局)
第 55	巻線	(一社)日本電線工業会
第 59	家庭用及びこれに類する電気機器の性能	(一社)日本電機工業会
第 61	家庭用電気機器の安全性	(一社)日本電機工業会
第 65	工業プロセス計測制御	(一社)日本電気計測器工業会
第 72	自動制御装置	(一社)日本電機工業会
第 76	レーザ機器の安全性	(一財)光産業技術振興協会
第 77	電磁両立性	(一社)電気学会
第 82	太陽光発電システム	(一社)日本電機工業会
第 85	電磁計測	(一社)電気学会
第 88	風力タービン	(一社)日本電機工業会
第 89	耐火性試験	(一財)日本規格協会
第 96	1,100V 以下の変圧器，リアクトル，電源ユニット等	(一社)日本電機工業会
第 101	静電気	(一財)日本電子部品信頼性センター
第 104	環境条件とその分類及び試験方法	(一財)日本規格協会
第 105	燃料電池技術	(一社)日本電機工業会
第 108	オーディオ・ビデオ，情報技術，通信技術分野における電子機器の安全性	(一社)ビジネス機械・情報システム産業協会
第 112	電気絶縁材料とシステムの評価と認定	(一社)電気学会
第 116	電動工具の安全性	(一社)日本電機工業会
ISO70	携帯発電機	(一社)日本陸用内燃機関協会

※（一社）…一般社団法人，　（一財）…一般財団法人
第 21 小委員会を(第 21)としたのは，一部(リチウムイオン電池)のみが電気用品の対象となるためである。